官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
一　○特定国外派遣組織を指定する件（総務三九〇）
二　○チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務四四六）
○保安林の指定を解除する件（農林水産一八三六～一八四四）
○産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件（経済産業一七五）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇三九、一〇四一～一〇四三）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一〇四〇）
○道路に関する件（近畿地方整備局一一四）
○道路に関する件（北海道開発局九四）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委一六）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委三〇）
三　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委三七）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委一九三）
四　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委二四九）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委一六一）
五　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（宮崎県公安委一二〇）
〔国会事項〕
文部科学省　最高裁判所
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五二）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

その他告示

○総務省告示第三百九十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月四日

一　名　称　総務大臣　林　芳正

米国高等空輸戦術訓練センターにおける訓練実施部隊

二　国外派遣期間　令和七年十二月五日から令和七年十二月二十一日まで

三　派遣人数（概数）　三十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ミズーリ州及びアリゾナ州

○外務省告示第四百十六号

令和七年十一月十八日にヤウンデ（カメルーン）で、チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和七年十二月四日　外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　南健太郎在チャド大使（カメルーンにて兼轄）

世界食糧計画側　ジャンルーカ・フェレーラ在カメルーン事務所代表

○農林水産省告示第千八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月四日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市南信濃木沢七〇四の一四・七〇四の二〇（以上二筆国有林）、七〇四の一七から七〇四の一九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月四日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町中十町字笹原二九八の五三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月四日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月四日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字三河内字城平丁二七九の四、丁二九二の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市大湫町字深山一〇三一の六から一〇三一の七〇まで・日吉町字霜向六四六〇の一二七・六四六一の一三七から六四六一の一四五まで・六四六一の一四七から六四六一の一五三まで・六四六一の一五六から六四六一の一六〇まで・六四六一の一六二・六四六一の一六三・字川平七三〇六の四一九・七三〇六の四二〇・七三〇七の一〇〇・七三〇七の一八七・七三〇七の一八九・七三〇八の七三・七三〇八の七四・字臼ケ根八二七六の四・八二七七の四・八二八二の四・八二八三の四・八二九一の四・八二九二の五・八二九九の四・八三〇〇の四・八三〇三の四・八三〇四の四・八三〇五の四（以上四十七筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、日吉町字霜向六四六一の一四六・六四六一の一五四・六四六一の一五五・六四六一の一六一・字川平七三〇七の一八〇・七三〇八の七五・字臼ケ根八二九二の二（以上七筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県可児市下切谷迫間入会字番入堂二の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡東白川村神土字白草四二〇の一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県西都市大字上揚字壱之木浦三〇四の二三、三〇四の二四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字折戸一〇二の四二（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第百七十五号

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、次のように登録の更新をしたので、同法第七十一条第一号の規定に基づき公示する。

令和七年十二月四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

公益社団法人日本水道協会

一　登録の更新年月日及び登録番号

令和七年十一月二十一日　０４０５０２

二　登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

公益社団法人日本水道協会　東京都千代田区九段南四丁目８番９号　理事長　青木　秀幸

三　登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分

一般機械、鉄鋼、非鉄金属、化学

四　登録の更新を受けた者が認証を行う区域

日本、中華人民共和国、タイ王国、台湾

五　登録の更新を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地

公益社団法人日本水道協会　検査部　東京都千代田区九段南四丁目８番９号

○国土交通省告示第千三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小網沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県埴科郡坂城町大字上平の区域内の土地のうち、次の一点から百点までを順次結んだ線及び一点と百点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 25′ 49.5683″	138° 10′ 43.8918″
2	36° 25′ 48.8103″	138° 10′ 42.8868″
3	36° 25′ 48.0053″	138° 10′ 41.9378″
4	36° 25′ 47.2503″	138° 10′ 41.2850″
5	36° 25′ 46.3563″	138° 10′ 40.6548″
6	36° 25′ 45.6963″	138° 10′ 40.0068″
7	36° 25′ 44.9253″	138° 10′ 39.1428″
8	36° 25′ 44.4063″	138° 10′ 38.8698″
9	36° 25′ 43.7583″	138° 10′ 38.5218″
10	36° 25′ 43.3933″	138° 10′ 38.0728″
11	36° 25′ 43.2004″	138° 10′ 37.8771″
12	36° 25′ 41.8504″	138° 10′ 35.4124″
13	36° 25′ 41.1572″	138° 10′ 31.1698″
14	36° 25′ 41.7995″	138° 10′ 29.9730″
15	36° 25′ 41.6674″	138° 10′ 29.2807″
16	36° 25′ 41.1784″	138° 10′ 27.8817″
17	36° 25′ 40.9704″	138° 10′ 27.3711″
18	36° 25′ 40.5806″	138° 10′ 26.9668″
19	36° 25′ 40.5350″	138° 10′ 25.7645″
20	36° 25′ 40.5585″	138° 10′ 25.5611″
21	36° 25′ 39.0544″	138° 10′ 23.9056″
22	36° 25′ 38.5055″	138° 10′ 22.9616″
23	36° 25′ 37.4755″	138° 10′ 20.9306″
24	36° 25′ 37.2915″	138° 10′ 20.1806″
25	36° 25′ 37.2625″	138° 10′ 19.5796″
26	36° 25′ 36.0985″	138° 10′ 17.5675″
27	36° 25′ 35.9465″	138° 10′ 15.9515″
28	36° 25′ 35.8105″	138° 10′ 15.7185″
29	36° 25′ 35.5355″	138° 10′ 14.8705″
30	36° 25′ 34.9906″	138° 10′ 12.9105″
31	36° 25′ 34.8536″	138° 10′ 11.8125″
32	36° 25′ 33.6666″	138° 10′ 09.8315″
33	36° 25′ 32.7866″	138° 10′ 08.2415″
34	36° 25′ 32.3916″	138° 10′ 07.2834″
35	36° 25′ 32.2396″	138° 10′ 05.9424″
36	36° 25′ 32.1716″	138° 10′ 05.7594″
37	36° 25′ 31.1166″	138° 10′ 04.8294″
38	36° 25′ 30.4456″	138° 10′ 03.5374″
39	36° 25′ 30.3896″	138° 10′ 03.1734″
40	36° 25′ 30.2586″	138° 10′ 01.8894″
41	36° 25′ 30.0406″	138° 10′ 01.3394″
42	36° 25′ 29.0156″	138° 10′ 00.7524″

43	36° 25′ 28.0486″	138° 09′ 59.8144″
44	36° 25′ 27.4446″	138° 09′ 58.4473″
45	36° 25′ 27.0446″	138° 09′ 57.8153″
46	36° 25′ 25.9867″	138° 09′ 57.3833″
47	36° 25′ 25.8917″	138° 09′ 57.2923″
48	36° 25′ 25.4457″	138° 09′ 56.7933″
49	36° 25′ 24.6117″	138° 09′ 55.2183″
50	36° 25′ 23.7897″	138° 09′ 54.1373″
51	36° 25′ 23.1777″	138° 09′ 52.2632″
52	36° 25′ 21.4047″	138° 09′ 48.3662″
53	36° 25′ 22.9057″	138° 09′ 47.6012″
54	36° 25′ 24.5747″	138° 09′ 51.4923″
55	36° 25′ 25.1527″	138° 09′ 53.2993″
56	36° 25′ 25.8047″	138° 09′ 54.0143″
57	36° 25′ 26.6846″	138° 09′ 55.7373″
58	36° 25′ 28.7597″	138° 09′ 56.8533″
59	36° 25′ 29.3587″	138° 09′ 58.3133″
60	36° 25′ 31.2096″	138° 10′ 00.3834″
61	36° 25′ 31.5866″	138° 10′ 01.1234″
62	36° 25′ 31.7656″	138° 10′ 02.6244″
63	36° 25′ 32.2336″	138° 10′ 03.6734″
64	36° 25′ 33.2896″	138° 10′ 04.6604″
65	36° 25′ 33.4666″	138° 10′ 05.0264″
66	36° 25′ 33.5356″	138° 10′ 05.6605″
67	36° 25′ 33.6866″	138° 10′ 06.7335″
68	36° 25′ 33.8266″	138° 10′ 07.1345″
69	36° 25′ 34.7206″	138° 10′ 08.6985″
70	36° 25′ 35.8646″	138° 10′ 10.4955″
71	36° 25′ 36.2726″	138° 10′ 11.6375″
72	36° 25′ 36.2946″	138° 10′ 12.4045″
73	36° 25′ 37.4285″	138° 10′ 15.0466″
74	36° 25′ 37.4565″	138° 10′ 16.9096″
75	36° 25′ 38.6015″	138° 10′ 19.0076″
76	36° 25′ 38.7045″	138° 10′ 19.8206″
77	36° 25′ 39.7135″	138° 10′ 21.8916″
78	36° 25′ 41.0819″	138° 10′ 22.3173″
79	36° 25′ 43.4382″	138° 10′ 25.6509″
80	36° 25′ 43.6406″	138° 10′ 26.6352″
81	36° 25′ 42.6666″	138° 10′ 27.4392″
82	36° 25′ 42.6149″	138° 10′ 27.4429″
83	36° 25′ 43.0404″	138° 10′ 28.6667″
84	36° 25′ 43.0944″	138° 10′ 28.9737″
85	36° 25′ 43.3614″	138° 10′ 30.3317″
86	36° 25′ 43.6754″	138° 10′ 31.8487″
87	36° 25′ 43.9843″	138° 10′ 33.2717″
88	36° 25′ 43.9984″	138° 10′ 33.5180″
89	36° 25′ 44.1672″	138° 10′ 34.4249″
90	36° 25′ 45.0723″	138° 10′ 35.6901″
91	36° 25′ 45.3134″	138° 10′ 37.0599″
92	36° 25′ 45.4703″	138° 10′ 37.1367″
93	36° 25′ 46.6273″	138° 10′ 38.2097″
94	36° 25′ 47.0003″	138° 10′ 38.8427″
95	36° 25′ 48.0283″	138° 10′ 39.5827″
96	36° 25′ 48.1163″	138° 10′ 39.6828″
97	36° 25′ 48.8583″	138° 10′ 40.4057″
98	36° 25′ 49.2103″	138° 10′ 40.8377″
99	36° 25′ 49.5483″	138° 10′ 41.1867″
100	36° 25′ 50.6913″	138° 10′ 42.7108″

○国土交通省告示第千四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年十二月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小網沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十二年建設省告示第千百五十三号で指定した小網沢川に掲げる土地の区域

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小網沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

令和五年国土交通省告示第九百四十六号で指定した同号五に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第千四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩の目の沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を令和四年国土交通省告示第八百十号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱九号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県花巻市大迫町亀ケ森第一地割

一〇番一一　一号から三号まで

一〇番一〇　四号及び五号

九番四　六号、十二号及び十三号

六番二　七号

一五番九　八号

七番九　九号

七番八　十号及び十一号

八番一　十四号から二十一号まで

○国土交通省告示第千四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下仏谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十五年国土交通省告示第二百二十四号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県岩美郡岩美町大字長谷

字中土居　八六三番　一号

八六二番　二号、三号及び十六号

八六一番　四号

八七〇番　五号から七号まで

八七二番　十一号

八五四番　十二号

八五五番　十三号

八六一番二　十四号

八五七番　十五号

字状ケ谷　一一一八番　八号

一一一三番　九号

字家ノ上ミ　一一一二番　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水穴川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鳥取県西伯郡大山町飯戸

字上ミ上ノ山　八一八番

八三〇番

八三二番から八三五番まで

八三五番一

八三五番三

八三六番

八三九番及び八四〇番

八四一番一から八四一番三まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡大山町飯戸
字上ノ山　七〇七番　一号
七五一番　九号
七五二番　十号及び十二号
七〇六番　十一号
地先道路敷
七五〇番　十三号
字上ミ上ノ山　八四五番　二号及び三号
八四一番三　四号
八一八番　五号及び六号
八一九番　七号及び八号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

葵西谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県倉吉市葵町
字惣田山　三四四一番　一号から三号まで
鳥取県倉吉市仲ノ町
字打吹山　三四四五番一　四号から七号まで

○国土交通省告示第千四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺ケ谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

高知県高岡郡四万十町志和の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第三千十七号で指定した寺ケ谷川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33°13′58.5472″	133°14′50.0003″
2	33°13′58.7033″	133°14′50.1082″
3	33°13′58.7755″	133°14′50.1285″
4	33°13′58.8323″	133°14′50.1219″
5	33°13′58.9173″	133°14′50.0347″
6	33°14′00.2417″	133°14′49.7578″
7	33°14′00.7024″	133°14′49.8563″
8	33°14′00.8078″	133°14′48.6766″
9	33°14′01.1727″	133°14′48.0001″
10	33°14′01.5779″	133°14′47.6332″
11	33°14′02.1941″	133°14′47.3570″
12	33°14′02.7945″	133°14′47.5878″
13	33°14′03.7382″	133°14′49.0742″
14	33°14′05.1416″	133°14′48.6151″
15	33°14′05.4044″	133°14′49.0085″
16	33°14′03.7315″	133°14′50.7123″
17	33°14′03.1712″	133°14′50.9232″
18	33°14′02.7927″	133°14′50.4745″
19	33°14′01.6967″	133°14′50.9239″
20	33°14′01.2141″	133°14′50.8285″
21	33°14′00.3545″	133°14′50.3612″
22	33°14′00.0006″	133°14′50.2980″
23	33°13′59.4702″	133°14′50.3560″
24	33°13′58.9714″	133°14′50.4054″
25	33°13′58.7074″	133°14′50.4181″
26	33°13′58.4517″	133°14′50.1633″

○近畿地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　変更前　一六・二〇～三三・一〇メートル　〇・〇三七キロメートル
後　一六・五〇～三三・一〇メートル　〇・〇三七キロメートル

和歌山市西高松二丁目七四番三から同市西高松二丁目三一九番四まで

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○北海道開発局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月四日

北海道開発局長　遠藤　達哉

その関係図面は、令和七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十六号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　変更前　八・七五～三五・〇〇メートル　〇・一七二キロメートル
後　八・八〇～六五・四五メートル　〇・一七二キロメートル

北海道幌泉郡えりも町字庶野七二四番一地内

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○岐阜県公安委員会告示第十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

○愛知県公安委員会告示第三十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

○三重県公安委員会告示第三十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年三月七日まで

○京都府公安委員会告示第百九十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年三月七日まで

○兵庫県公安委員会告示第二百四十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年三月七日まで

○岡山県公安委員会告示第百六十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

岡山県公安委員会委員長　大土　弘

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年三月七日まで

○宮崎県公安委員会告示第百二十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

宮崎県公安委員会委員長　松山　昭

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年三月七日まで

国会事項

衆議院

質問書提出

十二月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

児童発達支援管理責任者の現場運用の在り方に関する質問主意書（八幡愛提出）

旅費法改正の理念と実効性に関する質問主意書（八幡愛提出）

政府の経済財政運営の基本的な方針に関する質問主意書（落合貴之提出）

答弁書受領

十二月二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島田洋一提出太陽光発電と建築基準法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明提出スルガ銀行及びＳＢＩアルヒの不正融資問題に関する行政横断的対応及び被害者救済の実効性確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出戦争史料が散逸しないための戦争博物館設立等に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

十二月三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第七号

令和七年十二月三日（水曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の報告に関する件（令和六年度決算の概要について）

第二　愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（衆議院提出）

第三　更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
第七　日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
第八　日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
第九　日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

議案受領（予備審査）

十二月二日衆議院から次の議案が送付された。
国土の適切な利用及び管理を確保するための施策の推進に関する法律案（黒岩宇洋外八名提出）（衆第七号）
政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案（長谷川淳二外八名提出）（衆第八号）

質問主意書提出

十二月二日議員から次の質問主意書が提出された。
要介護認定に係る制度の改善に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第五八号）

答弁書受領

十二月二日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員辻元清美提出高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における台湾の帰属及び国家性の認識並びに台湾の「我が国と密接な関係にある他国」該当性に関する質問に対する答弁書（第四八号）
参議院議員辻元清美提出高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における「戦艦」の意義等に関する質問に対する答弁書（第四九号）
参議院議員辻元清美提出高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁と日中平和友好条約との関係に関する質問に対する答弁書（第五〇号）
参議院議員石垣のりこ提出消費税のいわゆる「益税」に関する質問に対する答弁書（第五一号）

報告書提出

十二月二日委員長から次の報告書を提出した。
愛知・名古屋アジアパラ競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（衆第五号）審査報告書
更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）審査報告書
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）審査報告書
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）審査報告書
日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書審査報告書
日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書審査報告書
日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書審査報告書
日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書審査報告書

人事異動

文部科学省

伊藤　聡子　貞広　斎子
髙橋　美紀
田中　宝紀　片岡　真実
田中　正之　井上　勝之
天方　博章　小守林星子
大竹　尚登　川村　泰久
増子　宏　北山　浩士
宮内　秀樹　三原じゅん子
（杉村　美紀）
黒川　廣子
治部れんげ
木下さおり
船越　健裕
永岡　桂子

日本ユネスコ国内委員会委員に任命する（各通）
木原　稔
願に依り日本ユネスコ国内委員会委員を免ずる（各通）（以上十二月一日）
小林　茂樹

最高裁判所

大津地方裁判所判事兼大津家庭裁判所判事・大津簡易裁判所判事
小倉　哲浩
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
松山地方裁判所判事兼松山家庭裁判所判事・松山簡易裁判所判事
福田　修久
大津地方裁判所判事に補する
大津地方裁判所判事を命ずる
兼ねて大津家庭裁判所判事に補する
大津家庭裁判所長を命ずる
大津簡易裁判所判事に補する
山地　修
松山地方裁判所判事に補する
松山地方裁判所長を命ずる
兼ねて松山家庭裁判所判事に補する
松山簡易裁判所判事に補する
松山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
横田　昌紀
堺簡易裁判所判事に補する
堺簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪地方裁判所判事に補する
大阪地方裁判所堺支部勤務を命ずる
大阪地方裁判所堺支部長を命ずる
兼ねて大阪家庭裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所堺支部勤務を命ずる
大阪家庭裁判所堺支部長を命ずる
上田　賀代
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
大阪地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上十一月二十三日）
南　宏幸
判事兼簡易裁判所判事
東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
今井和桂子
同
横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所相模原支部勤務を命ずる
兼ねて横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所相模原支部勤務を命ずる
相模原簡易裁判所判事に補する
片瀬　亮
同
那覇地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて那覇家庭裁判所判事に補する
那覇簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事
大久保直輝
盛岡地方裁判所判事に補する
兼ねて盛岡地方裁判所二戸支部勤務を命ずる
兼ねて盛岡家庭裁判所判事に補する
盛岡簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事
野原もなみ
最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
小谷　侑也
同
最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる
佐々木悠土
同
東京家庭裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる
盛岡地方裁判所判事補兼盛岡家庭裁判所判事補・盛岡簡易裁判所判事
藤原　弓子
盛岡地方裁判所二戸支部の兼務を免ずる
盛岡家庭裁判所二戸支部の兼務を免ずる（以上十二月一日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事石川恭司は十一月二十二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

叙位・叙勲

○叙位

（東京大学名誉教授）
正四位に叙する
宇井　理生
従五位に叙する
板倉　恒夫
川内　實
仲宗根忠八
白方　昭
立山　司
正六位に叙する（各通）
荒井　學
伊波　國芳
高井　隆明
鶴岡　政男
長谷川　周
平澤　清美
従六位に叙する（各通）
金田　治久
永井　準一
山口　景三
正七位に叙する
従七位に叙する（各通）（以上十月二十七日）
小原　正七
藤本　正幸
長澤　俊文
舟川　晋也
（国立大学法人職員）
従四位に叙する（各通）
鈴木　泰助
新田　重清
従五位に叙する（各通）
塩畑　育男
藤澤　信弘
岸本　宗一
藤本　尚武
政岡　正司
正六位に叙する（各通）
小野塚　充
倉田　宏
内海　俊英
小林　尚文
小松　俊寛
須藤　力
西谷内和良
林　美澤　貴光
森　松造
矢野　隆正
山本　芳春
吉岡　武
渡邊　信行
従六位に叙する（各通）
佐藤　肥
長尾　宣之
正七位に叙する（各通）
浪岡　信男
従七位に叙する（以上十月二十八日）
泉　幸伸
平井　誠義
従四位に叙する（各通）

正五位に叙する
大澤　瞳　川元　健次　佐久本茂美
外川内　章　中尾　晃　原　賢治
藤田　凌史　山田　昭典
正六位に叙する（各通）
安見　勉　岩田　智　小林　秀範
米須　清春　下川興一郎　新谷　喜保
高橋　章　並木　勲　萩本　哲
早藤　登　松井　久治　丸山　文雄
森本　良松
従六位に叙する（各通）
大石　正巳　久高　将和
高橋　克己　星　久夫
正七位に叙する（各通）
菊池　瑞穂　島上　大典
早瀬川　篤　古木　賢治
従七位に叙する（各通）（以上十月二十九日）
山本　克彦
従七位に叙する（十月三十一日）
○叙勲
川内　實　白方　昭　長谷川　周
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊波　國芳　岡田　武司
小原　正七　藤本　正幸
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十七日）
（国立大学法人職員）
舟川　晋也
瑞宝中綬章を授ける
長尾　宣之　西谷内和良　林　正
藤澤　信弘　政岡　正司　渡邊　信行
瑞宝双光章を授ける（各通）
長内　密　小野塚　充　徳永　春雄
浪岡　信男　美澤　貴光
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十八日）
岩田　智　久高　将和　佐久本茂美
新谷　喜保　外川内　章　原　賢治
藤田　凌史　松井　久治
瑞宝双光章を授ける（各通）
安見　勉　川代　勝利　武田　研造
田中冨士雄　萩本　哲　早瀬川　篤
古木　賢治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十九日）
永田　雅靖　逸見　宏道
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月三十日）
山本　克彦
瑞宝単光章を授ける（十月三十一日）
小鷹　昭雄
瑞宝単光章を授ける（十一月二日）
庄嶋　徹

官庁報告

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０９０号
東京都新宿区西新宿６丁目11番３号Ｄタワー西新宿10階
清算株式会社　株式会社ｃｅｎｔｕｒｙ
代表清算人　水原　祥吾
1　決定年月日　令和７年11月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０９１号
東京都新宿区西新宿３丁目７番１号
清算株式会社　株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング
代表清算人　松井　欣也
1　決定年月日　令和７年11月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０９５号
東京都渋谷区神宮前１丁目６番地15号原宿ジュネスビル２階
清算株式会社　株式会社ＣＲＳＯＤＡ
代表清算人　星野　雄司
1　決定年月日　令和７年11月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００８号
横浜市神奈川区新子安１丁目32番５号
清算株式会社　ＳＫ興産株式会社
1　決定年月日　令和７年11月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１８号
徳島県徳島市上八万町西山1333番地
清算株式会社　株式会社ＴＳ企画
代表清算人　岡田　　宏
1　決定年月日　令和７年11月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００02号
仙台市青葉区作並字元木16番地
清算株式会社　株式会社ＹＩ管財
1　決定年月日　令和７年11月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（ヒ）第３０２３号
大阪府泉佐野市南中樫井672番地１
清算株式会社　佐野第一交通株式会社
1　決定年月日　令和７年11月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１１号
徳島県徳島市川内町沖島600番地
清算株式会社　株式会社ＦＳサービス
1　決定年月日　令和７年11月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１４号
徳島県徳島市津田海岸町５番43号
清算株式会社　株式会社ケイエス
1　決定年月日　令和７年11月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３号
福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地３
清算株式会社　ＳＷ株式会社
代表清算人　林田　安世
1　決定年月日　令和７年11月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権（元本、利息及び遅延損害金）につき、その全額の免除を受ける。
記
①　株式会社紅乙女酒造
②　福岡県信用組合
③　筑後信用金庫
④　株式会社日本政策金融公庫
⑤　アビリオ債権回収株式会社
⑥　福岡県信用保証協会
以上
福岡地方裁判所久留米支部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は甲及び丙は令和七年十一月二十七日付、官報（号外第二五九号）一二四頁、乙は一二八頁に、それぞれ掲載しております。

令和七年十二月四日

札幌市中央区北十条西二十四丁目二番一五号

（甲）株式会社ナカジマ薬局

代表取締役　中島　久司

札幌市中央区北十一条西二十四丁目一番六号

（乙）北海道ジェネリック株式会社

代表取締役　中島　久司

青森県青森市大字安田字近野一番地二四八

（丙）株式会社みちのくジェネリック

代表取締役　中島　久司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＨＯＭＩＥＳとし、効力発生日は令和八年二月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

札幌市中央区南一条西九丁目五番地一札幌１９Ｌビル六階

Ｍｉｋｏ合同会社

代表社員　今井　宏哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

北海道札幌市中央区南二条西五丁目三一一

一ＲＭＢｌｄ．七〇一

ＶｉｔａｌＲｉｓｅ合同会社

代表社員　土岐　悠大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目三九番一二号渋谷ウェストビル一階

ネクストワン合同会社

代表社員　武田　吉正

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十三日であり、組織変更後の商号は株式会社Ａｎｃｈｏｒとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

東京都世田谷区深沢八丁目一〇番五号

合同会社Ａｎｃｈｏｒ

代表社員　福西　崇史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

東京都杉並区西荻南二丁目二五番地一一

合同会社ｆｏｎｓ

代表社員　泉山恵美子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

神戸市垂水区小束台東八―一五

合同会社ＳＯＡＲ

代表社員　富田　翔

令和八年一月七日、当社は株式会社に組織変更す。債権者の異議申出期間は本公告掲載翌日から一箇月以内。

兵庫県加古川市加古川町河原四六八番地の五四　合同会社右腕　代表社員　関和仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

横浜市鶴見区佃野町九番二五号

合同会社ジェコ

代表社員　上田　龍介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億百五十万円、資本準備金の額を四億九千八百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月四日

大阪府池田市石橋四丁目一番二号

有限会社ウエゲン

代表取締役　木村　榮次

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　二頁

令和七年十二月四日

山口県下関市あるかぽーと四番一号

株式会社下関ホテルマネジメント

代表取締役　的場　健生

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日

秋田県由利本荘市鶴沼一三五番地の五

株式会社健康堂薬品

代表取締役　齊藤　英彰

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日

東京都品川区大井一丁目四九番一五号

日学株式会社

代表取締役　吉田　朋弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日

東京都品川区大井一丁目四九番一五号

日学ホールディングス株式会社

代表取締役　吉田　朋弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日

横浜市中区日本大通一七番地

横浜商船運輸株式会社

代表取締役　齋藤　俊介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日

三重県四日市市水沢町二〇二二番地一

丸原水沢製茶株式会社

代表取締役　原　辰徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日

大阪市北区東天満二丁目九番一号

株式会社アイニード

代表取締役　松本　征洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日

愛媛県西条市神拝甲三二〇番地

扶桑産業株式会社

代表取締役　渡辺　浩

株式交換につき株券等提出公告

当社は、ＮＭＴ株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月四日

東京都中央区築地一丁目一三番一号

メドピア株式会社

代表取締役　後藤　直樹

株式交換につき株券等提出公告

当社は、ＫＫＨ株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月四日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー五階トラスティーズ・コンサルティングＬＬＰ内　ＮＭＴ株式会社

代表取締役　石見　陽

新規信託分割の公告

アルタイ・インベストメント特定目的会社及びみずほ信託銀行株式会社間の平成十九年九月二十六日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）に基づき設定された信託につき、令和八年一月六日をもって、新規信託分割（分割効力発生日以降、かかる分割により成立する新たな信託を新信託Ｉとして、二つの信託とします。）をしますので公告します。

この分割に異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託についての信託契約の当事者

当初委託者

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

アルタイ・インベストメント特定目的会社

委託者兼受益者

東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

エムエル・エステート株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等

アルタイ・インベストメント特定目的会社及びみずほ信託銀行株式会社間の平成十九年九月二十六日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）

なお、従前の信託の年月日は、右記記載の契約締結日と同日です。

また、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以降における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

不動産信託部

電話番号　〇三―四三三五―七三七二

令和七年十二月四日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役社長　笹田　賢一

訂正公告

令和七年九月四日（号外第二〇〇号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の住所「東京都江東区常磐二丁目九番三号ジェルメ神谷町一階・地下一階」とあるは「東京都江東区常盤二丁目九番三号ジェルメ神谷一階・地下一階」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月四日

東京都江東区常盤二丁目九番三号ジェルメ神谷一階・地下一階

（甲）一般社団法人日本サイバーセキュリティ・イノベーション委員会

代表理事　梶浦　敏範

東京都港区新橋六丁目七番九号新橋アイランドビル三階

（乙）一般社団法人サイバー犯罪捜査・調査ナレッジフォーラム

代表理事　清水　智

訂正公告

令和七年十一月二十日掲載の資本金及び資本準備金の額の減少公告中、「資本金の額を一億七千六百万円から七千六百万円減少し」とあるは「資本金の額を三億五千六百万円（令和七年十月三十一日時点）から二億五千六百万円減少し」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月四日

東京都千代田区有楽町一丁目二番二号東宝日比谷ビル一五階

株式会社ＴＢＭ

代表取締役　山﨑　敦義

正誤

ページ	段	行	誤	正
一四	運用時間欄中四～五		7時30分から21時30分まで	7時40分から20時30分まで

令和七年十月三十一日（号外第二百四十二号）国土交通省告示第九百九十三号（火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法等を定める件）（原稿誤り）

五四ページ上段終りから五行目の前に次を加える。

三　手動開放装置を設けること。

四　前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から八十センチメートル以上一・五メートル以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね一・八メートルの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。

令和七年十月二十八日東北地方整備局告示第八十一号（都市計画に関する件）（原稿誤り）

五	上	終りから四	令和十八年	令和十三年